

専用第三号様式

- (1) ((56))及び((57))の欄には、第一号様式の記載方法(11)及び(12)の例により記載すること。ただし、所有権留保を解除するときは、「所有権留保の解除」を表示する箇所に「1」を記載することをもつて足りる。
- (2) その他第一号様式の記載方法(1)から(5)まで、(8)から(10)まで及び(13)から(15)までの例により記載すること。